

第4回農業委員会定例会(議事録)

1. 日時 令和3年4月30日(金) 午前10時00分
午前10時30分

2. 場所 竹原市民館 2階 第2, 3会議室

3. 出席農業委員 1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員
6 赤坂委員
欠席農業委員 7 土居民喜委員
出席推進委員 沖野推進委員, 岡田推進委員, 大木推進委員, 山本推進委員

4. 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池主事

5. 審議案件

議案第21号 農地法第4条の許可による許可申請について
議案第22号 農地法第5条の許可による許可申請について
議案第23号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について
議案第24号 農用地利用集積計画の決定について
報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第7号 農地法第4条の規定による届出について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和3年第4回竹原市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席者は、7番土居喜委員です。</p> <p>本日の議事録署名者に、1番石本委員を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、西野町字大歳2205番の1筆、地目は田、面積は計667㎡です。</p> <p>墓地、農業資材倉庫、農機具回転用地、駐車場、家庭菜園、庭敷地及び進入路の用途で利用することに伴い転用申請するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。</p>
沖野 推進委員	<p>申請地は、荘野小学校から北東に約200m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番と2番について関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、東野町字下青田1798番、1801番、1802番1の3筆、地目はいずれも田、面積は計3,789㎡です。</p> <p>2番の申請地は、東野町字下青田1845番、字上青田1868番の2筆、地目はいずれも田、面積は計1,417㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。</p> <p>転用面積が3,000㎡を超える案件のため、許可をいただいた場合には、広島県農業会議 常設審議委員会に意見聴取を行った後、許可証を交付します。説明は以上です。</p>

議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野小学校から北西に約 1,150m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 3番と4番については関連がありますので一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2～3ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 3番の申請地は、新庄町字下神田 1117番1の1筆、地目は田、 面積は898㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 4番の申請地は、新庄町字下神田 1116番1、1117番3の2筆、 地目はいずれも田、面積は計459㎡です。 太陽光発電設備の資材搬入進入路の用途で利用することに伴い、一時転用 を行い、使用貸借権を設定するものです。 5月に文化財保護法に基づく試掘調査を予定しており、本会で許可をい ただいた場合には、試掘調査の結果、文化財が存在しないことの確認がと れた後に許可書を交付いたします。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	申請地は、賀茂川中学校から南東に約 500m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に5番について、事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 5番の申請地は、吉名町字久保原 3278番、字北河内 11023番2の2筆、 地目はいずれも畑、面積は計1,366㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、地上権を設定するもので す。

	農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。 説明は以上です。
議長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名学園から南西に約700m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に6番について、事務局の説明をお願いします。
局長	議案の3ページ、参考資料の5ページをご覧ください。 6番の申請地は、福田町字東小島2533番1の1筆、地目は田、 面積は52㎡です。 道路の用途で利用することに伴い所有権を移転するものです。 用途の定められた区域にある農地で、第3種農地です。 説明は以上です。
議長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本 推進委員	申請地は、認定大乘こども園の東に隣接しています。 現地確認時、既に道路として利用されていました。説明は以上です。
議長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
議長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第3、議案第23号「農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。
局長	議案の4ページ、参考資料の6～7ページをご覧ください。 1番の申請地は、下野町字東上条2836番1の1筆、地目は田、 面積は515㎡です。 申請の事由は、従業員駐車場の用途で利用することに伴い、令和2年4月30日付指令竹農委第5-2-17号で許可を受けた土地について、工事計画の履行期限を令和2年12月30日までから令和3年5月31日までに延期するため申請されたものです。 履行期限の経過後に履行延期承認申請をしたことに対し、申請者から始末書が提出されており、今回の件を深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨誓約されています。 説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の4ページ、参考資料の8～9ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、下野町字西上条2697番、2699番1、2699番2の3筆、地目はいずれも田、面積は計1,609㎡です。</p> <p>申請の事由は、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、令和2年5月29日付指令竹農委第5-2-27号で許可を受けた土地について、工事計画の履行期限を令和2年12月31日までから令和3年12月31日までに延期するために申請されたものです。</p> <p>履行期限の経過後に履行延期承認申請をしたことに対し、申請者から始末書が提出されており、今回の件を深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨誓約されています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。次に3番と4番は関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の4～5ページ、参考資料の10～12ページをご覧ください。</p> <p>3番の申請地は、吉名町字岩坪2339番1の1筆、地目は田、面積は634㎡です。</p> <p>4番の申請地は、吉名町字岩坪2340番1の1筆、地目は田、面積は1,122㎡です。</p> <p>申請の事由は、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、令和2年5月29日付指令竹農委第5-2-29号及び第5-2-30号で許可を受けた土地について、工事計画の履行期限を令和2年12月31日までから令和3年12月31日までに延期するために申請されたものです。</p> <p>履行期限の経過後に履行延期承認申請をしたことに対し、申請者から始末書が提出されており、今回の件を深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨誓約されています。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に5番と6番は関連がありますので一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の12～14ページをご覧ください。 5番の申請地は、吉名町字岩坪2410番1の1筆、地目は田、面積は461㎡です。 6番の申請地は、吉名町字岩坪2411番1、2411番2の2筆、地目はいずれも畑、面積は799㎡です。 申請の事由は、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、令和2年5月29日付指令竹農委第5-2-34号及び第5-2-35号で許可を受けた土地について、工事計画の履行期限を令和2年12月31日までから令和3年12月31日までに延期するために申請されたものです。 履行期限の経過後に履行延期承認申請をしたことに対し、申請者から始末書が提出されており、今回の件を深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨誓約されています。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に7番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の12,15ページをご覧ください。 7番の申請地は、竹原町字多井一ノ割2819番の1筆、地目は田、面積は1,044㎡です。 申請の事由は、太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、令和2年5月29日付指令竹農委第5-2-40号で許可を受けた土地について、工事計画の履行期限を令和2年12月31日までから令和3年12月31日までに延期するために申請されたものです。 履行期限の経過後に履行延期承認申請をしたことに対し、申請者から始末書が提出されており、今回の件を深く反省し、今後は農地法等関係法令を遵守する旨誓約されています。 説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして，日程第4，議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の6ページ，参考資料の16～17ページをご覧ください。 本議案は，「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計8,021㎡， 対象人員は，貸し手が4人，借り手が4人です。 内容につきましては，参考資料16～17ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合，令和3年4月30日付けで，公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって，議案第24号「農用地利用集積計画の決定について」は，原案のとおり決定いたします。 次に日程第5，報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページ，参考資料の18～22ページをご覧ください。 令和3年3月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。 件数は8件，筆数は田29筆，畑が29筆の計58筆， 面積は計18,443.86㎡の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の18～22ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	次に日程第6 報告第7号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の8ページ，参考資料の23ページをご覧ください。 令和3年3月に農業委員会に農業用施設の届出のあった件数， 施設の種類，施設の面積について報告いたします。 件数は2件，施設の種類の農業用倉庫1件，排水路1件， 施設の面積は計22.3㎡です。

	詳細につきましては参考資料の 23 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	事務局からは特にありません。
議 長	以上をもちまして、令和 3 年第 4 回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 4 月 3 0 日

議 長 祐本 征武

署名委員 石本 進